

農林水産部発注工事等に係る積算基準の改定について

本県の農林水産部発注工事等に係る積算基準については、国に準拠しているところですが、今般下記のとおり改定します

(1) 対象

		農業農村整備事業	森林整備保全事業
工事	諸経费率等	4月1日改定	4月1日改定
	歩掛	8月1日改定	
業務	諸経费率等	4月1日改定	
	歩掛	8月1日改定	

(2) 実施日

令和7年8月1日

(3) 国の参考資料（ホームページアドレス）

農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html